
令和5年度
東京都在住外国人支援事業助成
募集案内

目次

I	助成の概要	
1	助成の趣旨	1
2	助成対象事業期間	1
3	助成対象事業	1
4	審査について	2
5	助成対象となる事業者	2
6	助成事業の要件	3
7	連携して事業を実施する場合	3
8	助成の制限	4
9	交付する助成金について	4
10	助成金交付決定	4
11	申請から助成金交付までのスケジュール	4
12	事業報告会	4
13	その他	5
II	助成事業の会計処理	
1	助成対象費目	6
2	助成事業に係る会計処理について	7
III	助成申請手続	
1	募集期間	8
2	提出方法	8
3	申請書類	8~12
◇	記載例・記載要領	
	記載例A 助成金交付申請書	14
	// B 事業計画書	15~17
	// C 事業収支予算書	18~19
	// D 申請団体調書	20
◇	様式	22~30
	助成金交付申請書、事業計画書、事業収支予算書、申請団体調書、 誓約書、提出書類確認表	
◇	Q&A よくある質問	32~35

I 助成の概要

1 助成の趣旨

この助成金は、民間団体が行う、東京都内の在住外国人を支援する事業に対して助成するものです。東京で暮らす外国人が安心・安全に暮らせる環境を確保するとともに、経済活動や地域活動への積極的な参加を促すことで、日本人と共に東京の一員として活躍できる都市・東京の実現に寄与することを目的としています。

2 助成対象事業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 助成対象事業

(1) コミュニケーション支援事業

- ・在住外国人が生活していく上で必要な日本語習得等を支援する事業
- ・その他言語上の課題解決を支援する事業

事業例

- ◆日本語教室 ◆通訳ボランティアの育成や派遣 ◆多言語による翻訳事業

(2) 生活支援事業

- ・在住外国人が安心して日常生活を営むために必要な相談、学習支援、情報提供等を実施する事業
- ・その他生活上の課題解決を支援する事業

事業例

- ◆医療・防災・住居等生活に必要な情報を提供する事業 ◆相談事業 ◆同行支援

(3) 多文化共生の意識啓発事業

- ・日本人・在住外国人双方の異文化理解を促進するとともに、お互いを尊重し、共に支え合う意識を醸成する事業
- ・外国人に対して日本の文化・習慣・ルール等の理解を促す事業

事業例

- ◆フォーラム・シンポジウム・講習会
- ◆年間を通じて継続的に実施する交流イベントやフェスティバル

(4) 在住外国人の活躍促進事業

- ・在住外国人の能力発揮を促し、東京における活躍を促進する事業
- ・在住外国人の地域社会への積極的な参加促進を図る事業

事業例

- ◆外国にルーツを持つ子どもの就学・進学支援のための学習サポート事業
- ◆在住外国人の地域活動・ボランティア等参加促進事業
- ◆留学生等在住外国人の就業・起業のサポート事業

4 審査について

- (1) 申請のあった事業については、以下の審査基準に基づき、助成審査会による審査を経て、助成金の交付又は不交付及び助成金額を決定します。
- (2) 審査は、申請書類およびヒアリングにより行います。ヒアリングでは申請事業のポイントについてプレゼンテーションしていただきます。

<審査基準>

	審査項目	評価の視点
1	事業目的	・「東京都多文化共生推進指針」など都の多文化共生施策の考え方と合致するものか。 ・在住外国人・外国につながる人々のニーズや課題を把握し、それらの解決を目指しているか。
2	事業効果	・多文化共生社会づくりに資する事業効果が見込めるか。 ・他の団体への波及効果が期待できるか。
3	創造性	・（継続的な事業の場合）実績を踏まえた事業内容・手法の向上に取り組んでいるか。 ・民間団体としての機動力・柔軟性を活かし、創意工夫のある先駆的な取組か。
4	実現性	・実施体制、実施方法、スケジュールが適切か。 ・必要な人材や財源について確保できるか。

<審査の際に重視する視点>

社会情勢の変化や都内在住外国人の国籍等が多様化する中、これまで以上に在住外国人のニーズに合った支援が求められています。審査は以下の視点を重視します。

- ①民間の機動力・柔軟性を活かした、既存の制度では対応しにくい事業
- ②他の団体への波及効果が期待できる事業

5 助成対象となる事業者

次の（１）から（８）までの全ての要件を満たす、確実に事業を遂行することができる体制をもつ団体とします。

- (1) 公益法人、特定非営利活動法人又はその他の非営利団体であること
- (2) 国又は地方公共団体から基本財産への出資及び運営費などに対する補助金の交付を受けていないこと
- (3) 東京都内に事務所又は活動拠点を有する団体であること
- (4) 団体の活動開始後2年以上（申請日時点）が経過していること
- (5) 政治活動又は宗教活動を行っていないこと
- (6) 公序良俗に違反した活動をしていないこと
- (7) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと
- (8) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと

6 助成事業の要件

次の（１）から（１０）までの全ての要件を満たす事業を対象とします。

- （１）東京都内に居住又は通勤若しくは通学する外国人を主な対象とすること
- （２）申請者が自ら企画・運営する事業であること
- （３）原則として、東京都内で実施する事業であること
- （４）営利を目的としていないこと
- （５）政治活動又は宗教活動を目的としていないこと
- （６）在住外国人等に対する直接的な金銭・物品等の給付又は貸付けを目的としていないこと
- （７）事業が広く在住外国人等に公開されていること
- （８）実施による成果が特定の者及び組織・集団等に帰属しないこと
- （９）申請時点での助成対象事業費が総額50万円以上であること
- （１０）同一年度において、東京都の他の助成を申請している又は既に交付決定を受けた事業でないこと

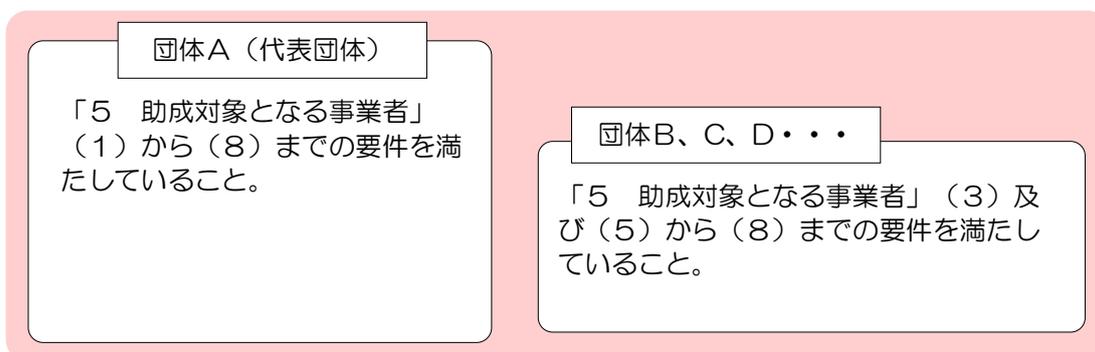
7 連携して事業を実施する場合

（１）連携事業とは

複数の団体が共同で事業を実施することで、地域の外国人支援ネットワークの形成や、より広域的な事業効果が期待できる事業は、「連携事業」として申請することができます。

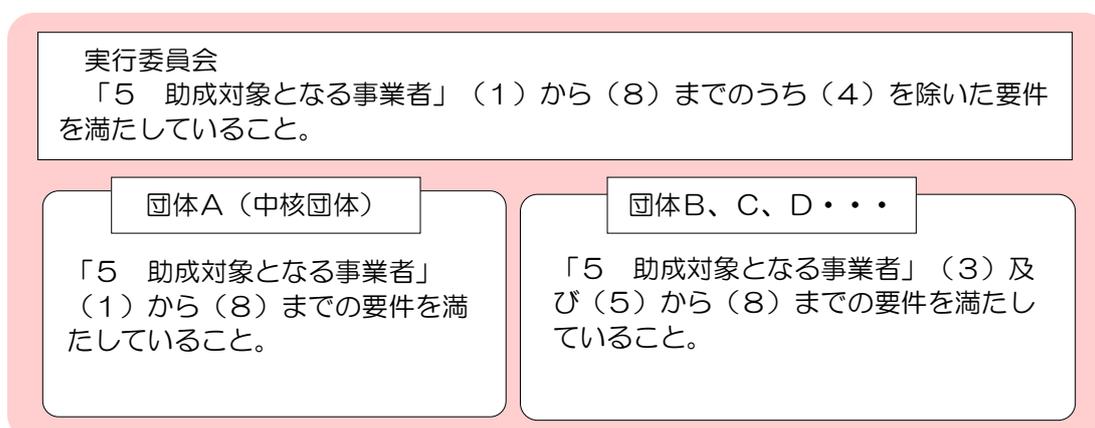
（２）連携して事業を実施する事業者の要件

a 複数団体が共同して実施する場合（複数団体が別組織を立ち上げずに実施）



※ 申請及び各種届・報告については、代表団体が責任をもって行うこと。

b 複数団体が実行委員会を立ち上げて実施する場合



8 助成の制限

- (1) 1団体につき1事業の助成とします。
- (2) 東京都以外から助成を受ける事業も本助成の対象となります。ただし、その助成額を除いた事業費を助成対象事業費とします。

9 交付する助成金について

- (1) 交付する助成金額
助成対象事業費の2分の1以内（上限は、1事業につき500万円）
- (2) 助成対象となる経費の支出期間
助成対象事業期間内に発生した経費（交付決定前に支出した経費を含む。）であって、令和6年3月31日までに支出済みの経費
- (3) 助成金の交付時期
実際に交付する助成金額は、事業完了後に提出していただく実施結果報告書等を審査し、確定します。実施結果報告書等の提出から助成金の支払いまでには2カ月程度かかりますので予めご了承ください。
- (4) 概算払
事業の実施期間中でも助成金の概算払（1回）を請求することができます。概算払とは、進捗状況報告の基準日までに支出が完了している助成対象経費を対象に、助成金の額が確定する前に受け取ることができる制度です。事業実施期間中に提出していただく進捗状況報告書等を審査し、金額を確定します。

10 助成金交付決定

- (1) 交付決定額は、助成対象事業における助成金交付限度額です。交付申請額を下回る場合もありますので、予めご了承ください。
- (2) 交付決定後、その決定内容に異議がある時は申請を撤回することができます。

11 申請から助成金交付までのスケジュール

令和5年	4月	1日（土）	募集開始
		5月16日（火）	申請書類等の提出 締切
	5月	下旬	申請書類の審査
	6月	中旬	審査会（審査員によるヒアリング）
	7月	月上旬	交付・不交付決定
	7月	中旬	交付決定団体への説明会
	10月	末（基準日）	進捗状況報告書の提出
令和6年	4月	月上旬	実施結果報告書の提出（最終締切） ※事業完了日により提出期限が異なります。
	5月	下旬	助成金の支払

※上記は現時点での予定です。交付決定後のスケジュールは別途ご案内します。

12 事業報告会

助成事業の内容・成果を関係団体と共有し、在住外国人支援事業の向上に役立てるため、事業完了後に、助成事業者による成果報告会を行いますので、ご参加ください。報告会の開催状況は、東京都生活文化スポーツ局のHPに掲載します。報告会の詳細は、別途ご案内いたします。

13 その他

- (1) 交付決定後、団体名及び助成事業の内容について、東京都生活文化スポーツ局公式HPに掲載します。
- (2) 事業の実施状況について、訪問等の調査を随時行います。
- (3) 事業完了後、事業の実施報告書を東京都生活文化スポーツ局のHPに掲載します。

II 助成事業の会計処理

1 助成対象費目

(1) 助成対象となる費目及びその内容は次のとおりとします。

※ 各支出の証拠書類として、領収書等を整理・保管することが必要となります。

費目	内容	具体例	保管・提出が必要な証拠書類(※)
①補助員費	<p>○助成事業にかかる事務等を補助するために必要となる人件費等</p> <p>○助成対象となる補助員費の限度額は、<u>日額8,500円(交通費含む。)</u> (月20日以内)</p> <p>○ただし、団体から給与等を受け取っている場合は、支給対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時職員人件費 ・ボランティア交通費 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助員の名簿 ・領収書(受領印が押印されているもの) ・出勤簿、出張経路、勤務状況報告書 など
②謝礼	<p>○有識者、専門家等への講師謝礼等</p> <p>○助成対象となる謝礼の限度額は、 A基準：<u>日額54,800円</u> B基準：<u>日額38,000円</u> とする。原則としてB基準を用い、相当な理由が認められる場合に、A基準を適用できる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー講師への謝礼 ・日本語教師への謝礼 ・通訳、翻訳者への謝礼 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師名簿 ・領収書(受領印が押印されているもの)
③広報関係費	<p>○助成事業の広報・周知のための媒体等の作成に要する経費及び作成された媒体等の広告掲載に係る経費</p> <p>○ただし、団体自体を広報するための経費や経常的な広報経費は含まない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原稿の翻訳料 ・チラシ等のデザイン料 ・印刷経費 ・広告掲載料 など 	
④資材・教材費	<p>○助成事業に使用する資材・教材等の購入経費</p> <p>○ただし、用途が助成事業に限定されない事務機器等の購入経費は含まない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援の教材、書籍 ・テキストのコピー代 ・感染症対策のための物品等(消毒液等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書(助成対象経費であることがわかるよう、内訳を記載又は添付)
⑤通信運送費	<p>○連絡調整に必要となる通信費や資料等の運搬費、その他の役務に係る経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等との連絡に係る郵便切手、郵送料 ・ポスター・チラシ等の梱包、配送料 	<p>※書籍などを購入した場合は、図書名及び冊数を記載するなど</p>
⑥会場費	<p>○助成事業のために直接使用する会場、付帯設備・機材、設営等に係る経費</p> <p>○ただし、団体事務所として利用する施設等の経費は含まない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー開催にかかる会場借上料、付帯設備使用料及び設営費 	
⑦その他が必要と認める経費	<p>その他、上記の費目に分類されない経費で、事業を実施する上で必要となる経費については、その内容に応じて助成対象経費とする場合があります。(例：補助員のボランティア保険料等)</p>		

(2) 注意事項

- 対象となる経費は、申請事業に要する経費であり、団体の運営費は対象となりません。
- 申請団体職員等の経常的人件費は対象外となりますが、給与等が支払われていない理事・役員及び団体職員等が助成事業に携わった部分の経費は対象となります。その場合、給与が支払われていないことの証明書を添付してください。
- 物品購入等に当たり、ポイントが付与された場合及びポイントを使用した場合、当該ポイント分は対象外となります。
- 振込手数料は対象外となります。

2 助成事業に係る会計処理について

(1) 支払整理一覧表（会計帳簿）

助成事業に関する経理については、他の事業経費と区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿（支払整理一覧表）を備えることが必要となります。支払整理一覧表は、交付決定を受けた経費区分ごとに作成してください。

(2) 経費支出の証拠として整理する書類

各支出の証拠書類として、領収書等を整理・保管することが必要となります。

原則として、領収書は以下の要件を満たすことが必要です。

① 助成対象事業期間内の日付の記載があること

② 宛名が助成事業者の正式な団体名であること

※宛先が個人名のものや助成事業者と異なるもの、略称のものは認められません。

③ 「領収書」の記載があること

※レシートのみを証拠書類とすることはできません。

※内訳や明細のみ又は請求書のみでは支出の確認ができませんので、ご注意ください。ただし、口座振り込みで支出をした場合は、請求書と口座振込の控え（支払通帳やATM利用明細の写しなど）を提出してください。

④ 但し書き（購入等の内訳）の記載があること

※領収書に内訳が書ききれない場合は、「〇〇一式」等と記載し、別紙でレシートや納品書、請求書など内訳が分かる書類を添付してください。

⑤ 債権者（支払先）の住所・氏名・押印があること

※印鑑がない場合は、フルネームのサイン（自筆）が必要です。



(3) その他

領収書の発行が難しい場合には、都との協議により、他の書類を証拠書類として認めることができます。

具体例

① 補助員費などの給与関係費の支出

「出勤簿」、「給与計算書」及び「補助員の口座への入金を確認できる書類」など

② 銀行振込等による支出

「請求書（購入内訳付き）」及び「振込明細書」など

Ⅲ 助成申請手続

1 募集期間

令和5年4月1日（土曜日）～令和5年5月16日（火曜日）必着
持参する場合は午前9時30分から午後5時まで（土日祝日除く。）

2 提出方法

(1) 「3 申請書類」に掲げる書類一式を郵送、持参、又はオンラインにより、提出してください。

計画している事業が本助成の対象となるかどうか、申請方法や申請書類の書き方など、不明な点はお問い合わせください。

※オンラインで申請する場合は、「オンライン申請ガイド」を必ずご確認ください。

<提出先・問い合わせ先>

東京都生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課

「東京都在住外国人支援事業助成」担当

住 所 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎19階南側

電 話 03-5320-7738

Eメール tabunka-josei@section.metro.tokyo.jp

(2) 申請書類提出後、必要に応じて追加資料の提出を求めることや、電話等で確認を行うことがあります。

3 申請書類

次の①に示す申請書類アからオまでを作成し、②に示す書類AからIまでを添付して提出してください。

様式は下記WEBサイトからダウンロードできます。

URL http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000000158.html



<注意事項>

- ・書類作成に当たっては、記載例（P14～20）を参照してください。
- ・「提出書類等確認表（P30）」を先頭にして提出してください。
- ・申請書類はA4判片面で作成し、ステープラはしないでください。
- ・申請書類一式は返却しませんので、必ず控を保管しておいてください。
- ・申請書類は、個人情報等に関する部分を除き、情報公開制度の開示請求の対象になります。予めご了承下さい。

単独で事業を実施する場合

① 申請書類

ア 助成金交付申請書（※1）P22 イ 助成事業に係る事業計画書（※2）P23～25 ウ 助成事業に係る事業収支予算書（※2）P26～27 エ 申請団体調書 P28 オ 誓約書 P29	各1部提出 巻末様式のとおり （記載例： P14～20）
--	---------------------------------------

（※1）代表者印は、印鑑登録証明書の印鑑で押印をお願いします。

（※2）事業計画書と収支予算書の内容は一致させてください。

②添付書類

事業に関する書類 ※外国語の書類については和訳を添付してください。	
A 要望経費に関する根拠資料（※3） B その他事業実施の裏付けとなる資料、過去の事業実績等（※4）	各1部提出
団体に関する書類	
C 申請団体の定款又はこれらに準ずる規約もしくは会則 D 申請団体の組織図、役員・会員名簿（氏名のみ、住所不要） E 申請団体の令和4年度事業収支決算書 F 申請団体の令和5年度事業収支予算書 G 活動を紹介する資料 （報告書、パンフレット、ニュースレター、写真、新聞記事等） H 印鑑登録証明書（申請書に押印した代表者印のもの） I 登記事項証明書（法人の場合）	各1部提出 H、Iのみ原本 （3か月以内 に取得したもの）と コピー各1部。原本 は確認後に返却し ます。

（※3）単価が5万円を超える経費は見積書など積算の根拠となる資料を提出してください。

（※4）同種の事業を行った実績がある場合、そのスケジュールや参加人数等が分かる資料を添付してください。

連携事業を実施する場合

a 複数団体が共同して実施する場合（P11）

●代表団体が以下の書類をとりまとめて提出してください。

✓代表団体に係る書類

※ 単独で事業を実施する場合と同じ書類（P8～9）

＜注意事項＞

- ・申請書は連名で作成し、全団体が印鑑登録している代表者印を押印すること。
- ・事業収支予算書は事業全体のものを作成すること。
- ・事業計画書に各団体の役割分担を明記すること。

✓その他の構成団体に係る書類

- ① 申請書類：工 申請団体調書 才 誓約書
- ② 添付書類：H 代表者印の印鑑登録証明書
I 登記事項証明書（法人の場合）
J 委任状（書式は任意）：
本助成金に係る事務を代表団体以外の構成団体が代表団体
へ委任する旨の委任状（代表団体以外の全団体分）

b 実行委員会等が実施する場合（P12）

●実行委員会が以下の書類をとりまとめて提出してください。

✓実行委員会に係る書類

- ① 申請書類：単独で事業を実施する場合（P8～9）と同じ
- ② 添付書類：A・Bの事業に関する書類
C、D、E、Gの団体に関する書類
H 使用する印の印鑑登録証明書

✓実行委員会の中核となる団体に係る書類

- ① 申請書類：工 申請団体調書 才 誓約書
- ② 添付書類：CからIまでの 申請団体に関する書類

✓その他の構成団体に係る書類

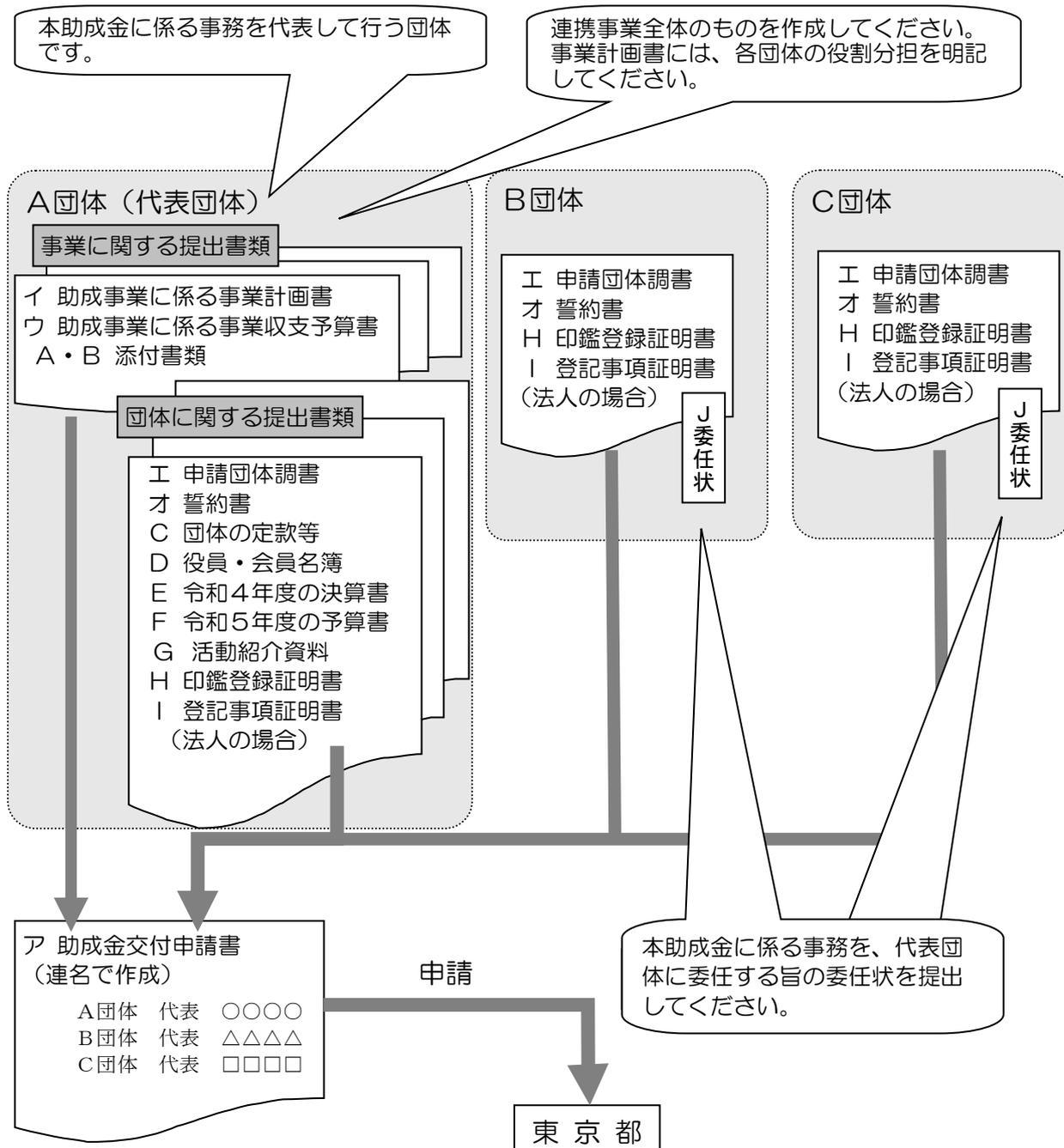
- ① 申請書類：工 申請団体調書 才 誓約書

※地域の国際交流協会が参加する場合

地域の国際交流協会が自治体からの補助金等を元に連携事業の経費の一部を負担する場合は、助成対象経費から協会負担分を除いた額を対象とします。

国際交流協会の助成対象経費に対する自治体からの補助金等の金額が分かる書類を提出してください。

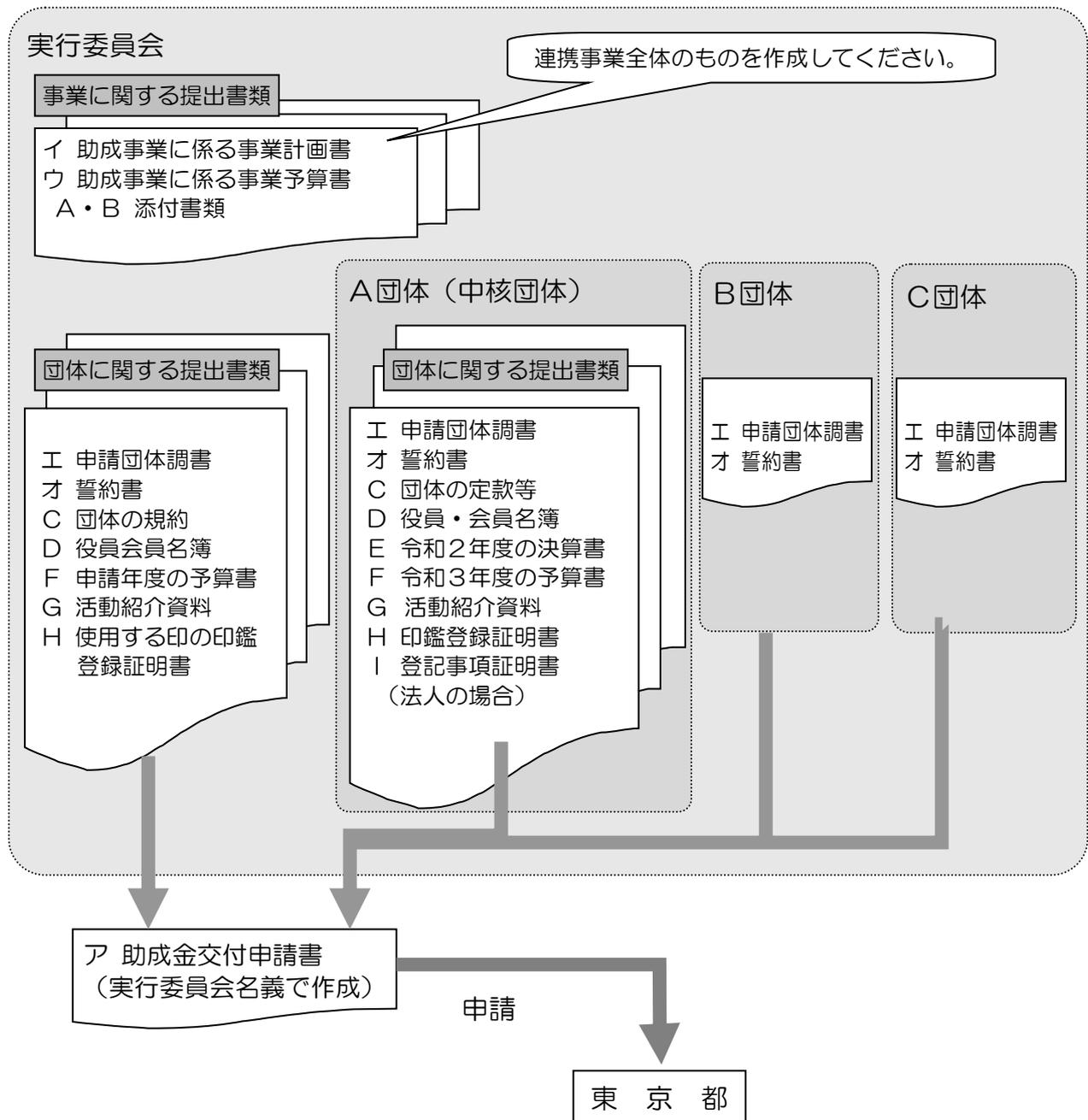
連携事業の申請に必要な書類 (a 複数団体が共同して実施する場合)



〈助成事業者の要件〉 ★は代表団体、○はその他の団体に必要な要件

- ★ 公益法人、特定非営利活動法人又はその他の非営利団体であること。
- ★ 国又は地方公共団体から基本財産への出資及び運営費などに対する補助金の交付を受けていないこと。
- ★○ 東京都内に事務所又は活動拠点を有する団体であること。
- ★ 団体の活動開始後2年以上（申請日時点）が経過していること。
- ★○ 政治活動又は宗教活動を行っていないこと。
- ★○ 公序良俗に違反した活動をしていないこと。
- ★○ 暴力団でないこと。
- ★○ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと。

連携事業の申請に必要な書類 (b 実行委員会等が実施する場合)



<助成事業者の要件> ■は実行委員会、☆は中核団体、○はその他の団体に必要な要件

- ☆ 公益法人、特定非営利活動法人又はその他の非営利団体であること。
- ☆ 国又は地方公共団体から基本財産への出資及び運営費などに対する補助金の交付を受けていないこと。
- ☆○ 東京都内に事務所又は活動拠点を有する団体であること。
☆ 団体の活動開始後2年以上（申請日時点）が経過していること。
- ☆○ 政治活動又は宗教活動を行っていないこと。
- ☆○ 公序良俗に違反した活動をしていないこと。
- ☆○ 暴力団でないこと。
- ☆○ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいないこと。

記載例・記載要領



年 月 日

東京都知事 殿

代表者印による押印（任意団体の場合は代表者の私印）
 ※印鑑登録のある印鑑で2か所に押印してください。
 （「誓約書」も同様です。）

団体名：特定非営利活動法人 生活文化スポーツ
 代表者役職・氏名：代表理事 東京 太郎
 団体所在地：



（任意団体の場合代表者住所）

複数団体の共同実施の場合は連名（全団体押印）

令和5年度東京都在住外国人支援事業助成
 助成金交付申請書

下記の事業について、標記助成金の交付を受けたいので申請します。

事業名	〇〇日本語教室		
実施期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日		
実施場所	〇〇会議室（東京都新宿区西新宿〇-〇-〇）		
事業費	総額	3,020 千円	交付申請額 1,096 千円
	備考	事業収支予算書の「2 支出の部」合計額を記入	事業収支予算書の「3 助成申請事業費及び内訳」交付申請額を記入
その他予算関係の特記事項があれば記入			
東京都在住外国人支援事業助成を受けた実績		平成20年度以降に実績がある場合に記入	
1	無 どちらかを〇で囲む		
2	①（1回）※以下へ実績を記入 過去に助成を受けた事業があれば記入		実際に支払を受けた金額を記入
・	令和元年度 事業名 [日本語教室]	・	助成金額 (890,000 円)
・	年度 事業名 []	・	助成金額 (円)
・	年度 事業名 []	・	助成金額 (円)
・	年度 事業名 []	・	助成金額 (円)
概算払の希望の有無			
1	有 どちらかを〇で囲む		
2	無		

(様式)

事業の種類： 1 コミュニケーション支援事業 2 生活支援事業 3 多文化共生の意識啓発事業
4 在住外国人の活躍促進事業

事業の種類はいずれかを選択し、○印を記入

事業計画書

(団体名)
(代表者役職・氏名)

1 事業名

○○日本語教室

2 事業概要(100字程度)

事業実施に至る背景・課題、経緯、目的等を記入
当該事業が在住外国人支援にどのように資するのか事業の必要性を記入

3 事業目的

外国人の日本定住のために必要な日本語知識を身に付けることができるよう、国籍・来日年数を問わず参加可能な日本語教室を開催している。これにより、在住外国人が日本で円滑に日常生活が送れるように支援する。

事業実施に至る背景・課題、経緯、目的等を記入
当該事業が在住外国人支援にどのように資するのか事業の必要性を記入

4 事業内容

(1) 事業実施時期

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(2) 事業対象者

- ・対象者：英語話者で日本語を学びたい者
- ・参加予定人数：1クラスあたり（5～15名程度）
- ・クラス数：5クラス

(3) 事業の広報の方法

- ・広報手段：SNS、口コミが中心。地域の交流フェスティバルでチラシ配布予定

(4) 事業実施場所・会場

- ・○○会議室（東京都新宿区西新宿〇-〇-〇）
- ・広さ：〇㎡

別紙ではなく、直接プログラム内容を記入

(5) プログラム内容

- ・開催日時（予定）：毎週土曜日 ○時～○時（1クラス90分）
- ・対象者：英語話者（インド、ネパール、南アフリカ、英国等）
- ・指導方法：5レベルに分けたクラス（1教室あたり5～15人程度）に日本語指導資格を持つ講師1名が、英語を使用して日本語を教える。
- ・対応言語：指導時に使用する言語：英語／学習対象言語：日本語
- ・使用教材：日本語テキスト（〇〇出版の「やさしい日本語」）

5 事業効果

(1) 期待できる事業効果

本教室を開講することで、日本語を学ぶ機会を提供し、受講者が日本で円滑に日常生活が送れるようになるという効果がある。

事業実施による成果が特定の者及び組織・集団等に帰属せず、東京都全体にとってどのような効果があるのか分かるよう具体的に記入

(2) 事業成果の活用方法

成果物がある場合は、その管理・活用方法、配布方法などを記入

(3) 事業終了後の計画

フォローアップやメンテナンス、事業評価の方法、関連する事業計画があればその内容等を記入

6 申請事業の特徴

本教室は、〇年の開講以来、〇人の卒業生を輩出してきた。利用者にアンケートを取り、毎年改善を図っており、参加者からも評価の高い事業である。近年、ネパール人等の増加により、事業規模を拡大し、より多くの学習者を受け入れられる態勢の整備が急務となっている。

新たな取組や既存事業の拡充があればその内容を記入
事業のポイントを記入

7 実施体制等

(1) 実施体制

- ・講師：5人（〇〇資格あり）
- ・教室運営管理スタッフ：3人
- ・アルバイト：2人
- ・ボランティア：30人

- ・単独での事業実施の場合は、運営組織と人員配置状況、団体内での役割分担、協力者や協力団体との役割分担を記入
- ・連携事業の場合は、団体間の役割分担及び経費の分担の考え方などを記入
- ・その他、担当者の経験等を記入

(2) 実施日程・工程

主要な業務のスケジュールを記入

8 その他

申請事業に関する過去の実績等特筆すべきことがあれば記入

※1 日本語学校／相談事業／学習支援教室等の場合は、以下の情報を必ず記載してください。

- ア 事業開始年
- イ 開設時間
- ウ 開催場所
- エ 講師・相談員・学習指導者の数
- オ 講師・相談員・学習指導者の専門知識・経験
- カ 他団体との連携の有無
- キ 対応言語
- ク 利用者の情報管理方法

※2 情報提供事業（WEBサイト、印刷物等）の場合は、以下の情報を必ず記載してください。

- ア 情報媒体の種類（WEBサイト／印刷物等）
- イ 媒体名称
- ウ 内容
- エ 発行時期
- オ 使用言語
- カ 主な対象者
- キ 発行・発信数
- ク 発行頻度
- ケ 配布方法
- コ 従事スタッフの数

※事業計画書は4ページ以内で作成すること。

記載例 C

事業収支予算書

申請事業に関する収入予算を記入してください。

1 収入の部

区分		金額	摘要
自主財源	自己資金	千円 504	種別・単価・予定人数等を記入
	参加費／入場料	720	日本語教室月謝 (2,000/月) × 12月 × 30名
	協賛金	500	A財団協賛金 拠出機関名・金額等を記入
	その他	0	事業実施に際して広告収入や物品販売益などがある場合は記入
他機関からの助成金		200	申請中の場合でも記入
東京都の助成金 (C)		1,096	交付申請額 (次ページCの額) を記入 その際、「自主財源」合計額以下であることを確認
合計		3,020	

2 支出の部

申請事業の支出予算の総額を記入してください。
3で記入する助成申請事業費に、助成対象経費ではない経費等も加わった事業費全体額となります。

費目	金額	摘要
①補助員費	千円 720	7,200円/日 × 50回 × 2名
②謝礼	750	3,000円 × 5人 × 50回
④資材・教材費	200	教材コピー5円 × 40,000枚
⑤通信運送費	10	教室連絡はがき 63円 × 30名 × 5回
⑥会場費	500	会議室使用料 5,000円 × 2部屋 × 50回
⑦ボランティア保険料	12	300円 × 40人
事務局費	828	経常的にかかる費用
合計	3,020	

収入の部と支出の部の合計は一致

①～⑥の助成対象費目に分類されない経費で、助成対象として申請する、事業に必要な経費を⑦として記入

個々の費目ごとに出した積算総額の千円未満を切り上げた金額を記入

東京都記入欄

事業収支予算書と事業計画書の内容は一致させてください。
事業計画書に記載のない事業の経費は計上しないようにお願いします。

積算内訳については、支出内容・単価・数量など詳細に記載
※「等」は用いない

3 助成対象経費として申請する事業費及び内訳

費目	金額	積算内訳 (円)	資料番号
助成対象費目①～⑥に該当する経費	例: ①補助員費	720	7,200円/日×50回×2名
	②謝礼	750	3,000円×5人×50回
	④資材・教材費	200	教材コピー5円×40,000枚
	⑤通信運送費	10	教室連絡はがき63円×30名×5回
	⑥会場費	500	会議室使用料 5,000円×2部屋×50回
	計(A)	2,180	
⑦その他の要望経費	⑦ボランティア保険料	12	300円×40人
	(計 B)	12	
交付申請額 (千円) (C)	$(A \ 2,180 + B \ 12) \times 1/2 = C \ (1,096)$ A+B=助成対象経費として申請する事業費 C=交付申請額(千円未満切り捨て。5,000千円以内)		

個々の費目ごとに出した積算総額の
千円未満を切り上げた金額を記入

例: ⑤通信運送費 教室連絡はがき
63円×30名×5回=9,450円
→千円未満の300円を切り上げ、10,000円
⇒10千円

積算根拠となる見積書等を
資料として必ず添付

その他の費目について、具体的に記入

東京都記入欄	() × 1/2 = ()
--------	-----------------

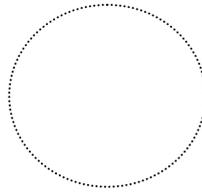
記載例 D

申請団体調書

年 月 日現在

フリガナ 団体名称	特定非営利活動法人 生活文化スポーツ		略称	SBS
所在地 (事務所)	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話: XX-XXXX-XXXX FAX: XX-XXXX-XXXX E-mail: easyjapanese@xxx.co.jp 個人宅の場合は〇〇方まで記入			
代表者	役職	(役職) 代表理事 トウキョウ タロウ 東京 太郎	住所	〒 - 電話: - - FAX: - - E-mail:
	フリガナ 氏名			
申請事業 担当者	フリガナ 氏名	日中連絡が可能な方 新宿 花子	住所	〒 - 電話: - - FAX: - - E-mail: 申請事業担当者の住所等が 団体所在地と同じである場合は「同上」 と記入
	フリガナ 氏名	日中連絡が可能な方	住所	〒 - 電話: - - FAX: - - E-mail:
団体の性格	① 任意団体 (常設組織 ・ 臨時組織)		組織設立日	〇年〇月〇日
	② 公益法人 (財団・社団・その他())		法人設立認可日	〇年〇月〇日
	③ 特定非営利活動法人		所轄官庁	公益法人の場合に記入
設立の目的	組織の設立に至った経緯、目的、今後の方針等を記入 外国人の日本定住のために必要な基本的日本語知識を身につけることができるよう、国籍・来日年数を問わず、誰もが参加可能な日本語教室を開催する。			
組織状況	会員数 100人/事務局スタッフ 10人 (内専従 2人) 事務局の構成内容等を記入 海外事務所等があれば、その所在地及びその役割等を簡潔に記入 WEBサイト: http://www...			
活動内容	活動の対象とする分野、地域、活動形態等を簡潔に記入 新宿区にある会議室を主な活動拠点として、毎週土曜日の昼から夕方にかけて教室を開催。複数の教室を貸し切り、初級から上級まで、レベル別にクラスを開催している。			
主な活動実績 (過去2年間)	※過去2年間程度の活動内容を時系列で簡潔に記入 事業名、開催場所、規模(参加者数など)、主な事業内容等 ※活動状況を紹介する資料があれば、添付資料として提出 平成20年から新宿区にて日本語教室を実施している。これまでの参加者は、延べ1,000人を超え、口コミにより受講者が増加している状況である。また、年に1回、受講者同士の交流イベントを開催し、親睦を深めている。			

様式



年 月 日

東京都知事 殿

団体名：
 代表者役職・氏名： _____ 印
 団体所在地：
 (任意団体の場合代表者住所)

令和5年度東京都在住外国人支援事業助成
 助成金交付申請書

下記の事業について、標記助成金の交付を受けたいので申請します。

事業名				
実施期間	年 月 日～		年 月 日	
実施場所				
事業費	総額	千円	交付申請額	千円
	備考			
東京都在住外国人支援事業助成を受けた実績				
1 無				
2 有（ 回）※以下へ実績を記入				
・ 年度 事業名 [] ・助成金額（ 円）				
・ 年度 事業名 [] ・助成金額（ 円）				
・ 年度 事業名 [] ・助成金額（ 円）				
・ 年度 事業名 [] ・助成金額（ 円）				
概算払の希望の有無				
1 有				
2 無				

(様式)

事業の種類： 1 コミュニケーション支援事業 2 生活支援事業 3 多文化共生の意識啓発事業
4 在住外国人の活躍促進事業

事業計画書

(団体名)

(代表者役職・氏名)

1 事業名

--

2 事業概要 (100字程度)

--

3 事業目的

--

4 事業内容

(1) 事業実施時期 年 月 日 ~ 年 月 日
(2) 事業対象者
(3) 事業の広報の方法
(4) 事業実施場所・会場

(5) プログラム内容

5 事業効果

(1) 期待できる事業効果

(2) 事業成果の活用方法

(3) 事業終了後の計画

6 申請事業の特徴

7 実施体制等

(1) 実施体制

(2) 実施日程・工程

8 その他

3 助成対象経費として申請する事業費及び内訳

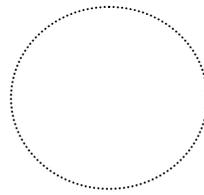
費目		金額	積算内訳 (円)	資料番号
助成対象費目①～⑥に該当する経費		千円		
		計 (A)		
⑦その他の要望経費		千円		
		計 (B)		
交付申請額 (千円) (C)	$(A + B) \times 1/2 = C$ <p>A + B = 助成対象経費として申請する事業費 C = 交付申請額 (千円未満切り捨て。5,000千円以内)</p>			
東京都記入欄	$() \times 1/2 = ()$			

(様式)

申請団体調書

年 月 日現在

フリガナ 団体名称			略称	
所在地 (事務所)	〒 電話： - - FAX： - - E-mail：			
代表者	役職 フリガナ 氏名	(役職)	住所	〒 電話： - - FAX： - - E-mail：
申請事業 担当者	フリガナ 氏名		住所	〒 電話： - - FAX： - - E-mail：
	フリガナ 氏名		住所	〒 電話： - - FAX： - - E-mail：
団体の性格	①任意団体（常設組織・臨時組織）		組織設立日	年 月 日
	②公益法人（財団・社団・その他())		法人設立認可日	年 月 日
	③特定非営利活動法人		所轄官庁	
設立の目的				
組織状況	会員数 人／事務局スタッフ 人（内専従 人） WEB サイト：			
活動内容				
主な活動実績 (過去2年間)				



誓約書

東京都知事 殿

令和5年度東京都在住外国人支援事業助成金交付要綱の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金の交付を受けようとする者が下記1から7までの要件を全て満たしていることをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱の規定により助成金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、7について、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

記

- 1 営利を目的としていないこと。
- 2 国又は地方公共団体から基本財産への出資及び運営費などに対する補助金の交付を受けていないこと。
- 3 東京都内に事務所又は活動拠点を有する団体であること。
- 4 活動開始後2年以上（申請日時点）が経過していること。
- 5 政治活動又は宗教活動を行っていないこと。
- 6 公序良俗に違反した活動を行っていないこと。
- 7 東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。なお、法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

提出書類等確認表

1. 提出書類について

	書類 No.	書類名	必要書類						
			単独申請	複数団体が共同して実施する場合		実行委員会等が実施する場合			
				代表団体	その他の団体	実行委員会	中核団体	その他の団体	
① 申請書類		各1部		①は連名で作成					
	ア	助成金交付申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
	イ	事業計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
	ウ	事業収支予算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
	エ	申請団体調査書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	オ	誓約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
② 添付書類	事業に関する書類	各1部（※HとIは原本とコピーを各1部）							
		A	要望経費に関する根拠資料 （単価が5万円以上の経費は見積書等の提出が必要）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
		B	その他関係資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
	団体に関する書類	C	団体の規約等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		D	組織図、役員・会員名簿	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		E	令和4年度 事業収支決算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	
		F	令和5年度 事業収支予算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		G	活動紹介資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		H	印鑑登録証明書(原本)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 使用印鑑届	<input type="checkbox"/>	
		I	登記事項証明書(原本) (法人の場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
		J	委任状			<input type="checkbox"/>			

2. 助成事業の要件について（以下の要件を確認後、☑を付けてください。）

要件	☑
事業の主催者が自ら企画・運営する事業であること。	<input type="checkbox"/>
営利を目的としていないこと。	<input type="checkbox"/>
政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。	<input type="checkbox"/>
在住外国人等に対する直接的な金銭・物品等の給付又は貸付けを目的としていないこと。	<input type="checkbox"/>
同一年度において、東京都の他の助成を申請している又は既に交付決定を受けた事業でないこと。	<input type="checkbox"/>

団体名		フリガナ 担当者	
連絡可能な 曜日・時間	曜日： 時間：	連絡先	TEL
郵送先	〒		

Q&A よくある質問

Q&A よくある質問

【申請手続について】

(団体適格に関すること)

Q1	任意団体として活動してきたが、申請できるか？
	申請できます。
Q2	任意団体であるが、印鑑登録証明書は必要か？
	代表者の印鑑登録証明書が必要です。
Q3	活動を開始してまだ2年経っていないが申請は可能か？
	申請日時時点で2年が経過していれば申請いただけます。また、前身の団体がある場合は、その期間を含められるか確認しますので、個別にご相談ください。

(事業申請要件に関すること)

Q4	毎年行っている既存事業を申請してもいいか？
	既存事業でも、申請内容が本助成の趣旨と合致しているものであれば申請できます。
Q5	都の助成金や補助金等を受けている事業を申請することは可能か？
	本助成のほかに都からの助成金や補助金等を受けている、又は申請している事業は、申請できません。
Q6	東京都民以外も対象者に含める事業について申請することは可能か？
	原則として、東京都内に在住・在学・在勤の方（以下「都民等」という。）を対象とした事業について助成します。ただし、オンラインでのイベント等、事業の性質上、対象者が都民等であるかの区別が難しい場合、具体的な内容を審査の上、助成対象となるか判断します。 例) 外国人相談、通訳同行支援等

(連携事業・実行委員会方式に関すること)

Q7	「1団体1事業」とあるが、単独で申請している団体が、他の団体と連携した事業（連携事業）を別に申請することはできるか？
	申請できます。
Q8	他の団体が主催（募集）する事業に参加する形態の事業は、連携事業の対象になるか？
	対象になりません。ただし、他の団体と共同で事業を実施する場合などは連携事業の対象になります。詳細はご相談ください。
Q9	「代表団体」と「その他の構成団体」の助成金の配分について指定があるか？
	特に指定はありません。助成金の交付は、代表者に対して行われます。

(事業実施計画に関すること)

Q10	助成事業の実施にあたり参加費等の収入を得ることは問題ないか？
	実費相当の適正な範囲であれば収入を得ることが認められます。
Q11	対象費目ごとの下限・上限はあるか？
	申請に当たって、対象費目ごとの下限額・上限額は設けておりません。
Q12	申請事業に加え、団体の運営全体に係る経費は対象になるか？
	対象になりません。団体の運営費を助成するものではないため、団体のニュースレターやWEBサイト、団体事務所の賃料等は対象外となります。

(助成審査に関すること)

Q13	審査会では誰がどのように審査するのか？
	審査会は、様々な分野の専門家によって構成されており、募集案内に記載の審査基準に基づき審査します。
Q14	過去に選定された事業内容について教えて欲しい。
	東京都生活文化スポーツ局公式HP「在住外国人支援事業助成」に助成対象事業一覧が掲載されています。ご参照ください。

【助成対象経費について】

(補助員費・謝礼)

Q15	補助員費の限度額 8,500 円/人・日を超える費用を支出しても良いか？
	支出自体は構いません。ただし、助成対象経費として認められる費用の上限は8,500円/人・日となるため、助成対象とはなりません。
Q16	補助員費に補助員のボランティア保険料等の項目を追加しても良いか？
	補助員のボランティア保険料は「その他都が必要と認める経費」として申請してください。
Q17	団体から給与を受けている者に対して、補助員費・謝礼を支給できるか？
	支給できません。申請団体職員等の経常的人件費は対象外となります。
Q18	補助員費や謝礼のほか、交通費を支給しても良いか？
	交通費は、補助員費及び謝礼に含めてください。 なお、交通費のみを支給する場合は、補助員費又は謝礼として申請してください。

(広報関係費)

Q19	寄付や会員募集を目的としたチラシの作成は対象となるか？
	対象外です。
Q20	チラシの原稿案がまだ完成しておらず、予算が分からない。
	他の事例等を参考に見積りを出してください。なお、単価が5万円を超える場合は、見積書等の積算根拠を提出してください。

Q21 HPのコンテンツ又はアプリの開発費は対象となるか？
コンテンツまたはアプリが申請事業に必須である場合は、申請いただけます。

(資材教材費)

Q22 物品購入に伴う「レジ袋」代は対象になるか？
「レジ袋」代は対象経費になりません。東京都ではプラスチック製品の使用削減に取り組んでいます。マイバッグを持参するなど、ご協力をお願いします。
Q23 パソコン、コピー機等の機器の購入経費は対象となるか？
用途が助成事業に限定されない事務機器類及び事務用品の購入費は対象外です。
Q24 教材について、テキストをコピーして使用する場合、コピー代の領収書も必要か？
必要です。コンビニでも必ず領収書を受領してください。なお、コピーに際して著作権には十分ご注意ください。
Q25 食材費として、参加者への茶菓は対象となるか？
対象外です。ただし、日本料理又は多国籍料理などを学ぶ料理教室等の事業で、教材として食材を購入する場合は対象となります。

(通信運送費)

Q26 都内に100通、都外に200通チラシを郵送したいが対象になるか？
都内分は対象となりますので、送付先一覧を提出してください。都外分は対象外です。
Q27 携帯電話の通話料等の通信費は対象になるか？
携帯電話の本体料金及び契約料は対象外です。 通信費は、申請事業のみに使用している場合、そのことが分かる根拠書類を基に、対象経費と認めるか審査します。

(会場費)

Q28 会場が抽選となっており、毎回確保できるか分からない。
会場が計画と変更になった場合、速やかに変更届を提出してください。
Q29 一連のイベントの中で、一回だけ都外の会場を利用する場合は対象となるか？
都外で開催される分については対象外となります。
Q30 家賃など不動産賃貸借契約をしている場合も対象となるか？
事務所の賃料は対象外となります。対象事業実施のための会場費が対象です。詳細はご相談ください。

Q31	年間を通して事業を行っており、令和6年3月31日までに実施し、支払いが令和6年4月2日になってしまうが対象となるか？
	単年度の助成制度ですので、令和5年度以外の支出は対象外となります。領収書の日付が令和6年3月31日までのものが対象となります。

【事業実施にかかる Q&A】

(助成金交付について)

Q32	交付決定額は全額支払われるか？
	事業実施結果報告書に基づき、実際に交付する額を確定します。したがって、支給額は交付決定額を下回る場合があります。
Q33	助成対象事業として採択された場合、助成金の支払時期はいつになるか？
	結果報告書の内容を確認後、お支払いします。支払いには、結果報告書の提出から2カ月ほど要しますが、遅くとも翌年5月末までにはお支払いします。
Q34	助成金の分割払いは可能か？
	「概算払」の制度をご活用いただけます。希望される場合は、助成金交付申請書の該当欄に記載をお願いします。進捗状況報告書や支出した費用に係る領収書等の必要書類をご提出いただき、審査の上、お支払いします。
Q35	交付決定後に事業内容を変更する場合、交付取消しとなるか？
	事業内容を変更する必要がある時点でご連絡ください。変更承認申請書をご提出いただき、事業変更を認めることがあります。
Q36	事業の実施に当たって実際に要した経費が交付決定額を上回った場合、上回った金額も対象となるか？ また下回った場合は、次年度に繰り越しできるか？
	助成金として交付される金額は、交付決定額が上限となります。したがって、事業実施に当たって実際に要した経費が交付決定額を上回った場合、交付決定額を超えた額については対象外となります。 また、次年度への繰り越しはできません。

(助成事業の経理)

Q37	交付決定後の費目間の流用（配分変更）は可能か？
	事前に承認申請書をご提出いただき、都で審査の上認めることがあります。必ず事前にご相談ください。
Q38	助成事業で使用する物品をオンラインで購入した場合、領収書が発行されずに入金確認のメールのみ届いたが、このメール文は経費支出の証拠書類として認められるか？
	購入した店舗に領収書の発行を依頼してください。 その上で、領収書の発行が難しい場合は、都に相談してください。

【締切】 令和5年5月16日（火曜日）必着

持参の場合は9時30分から17時まで（土日祝日除く。）

<提出先・問合せ先>

東京都生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課

「東京都在住外国人支援事業助成」担当

住 所 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎19階南側

電 話 03-5320-7738

Eメール tabunka-josei@section.metro.tokyo.jp

